

◆市役所代表番号◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)でもつながります。

●相談受付電話番号  
☎ 029-227-9920

②無料法務総合相談所の開設

▼日時 6月4日(日) 午前10時  
午後4時(土浦会場の受け付けは午後3時まで)

▼会場

・土浦市社会福祉センター(土浦市大和町9-2)

・ショッピングセンター「サプラ」2階多目的ホール(龍ヶ崎市小柴5-1-2)

・道の駅しもつま2階研修室(下妻市数須140)

▼料金 無料

問 水戸地方法務局総務課  
☎ 029-227-9911

大変ご迷惑をおかけしております

毎年5月から8月にかけて、東京タワーのテレビの電波を受信している地域で、NHK総合の1チャンネル、教育テレビの3チャンネルの画面が「しま模様」となることがあります。これは気象現象によります。

これは気象現象によって「スボラディックE層」と呼ばれる特殊な電離層が日本海上空に突発的に発生し、普段は届くことのない近隣諸国のテレビやFMの電波を反射させ、日本に飛んでくるからです。この電波が、

1、3チャンネルと混信して、「しま模様」になり、数分から数時間で消えます。自然現象によるものですが、ご理解をよろしくお願ひします。

なお、この障害は、地上デジタル放送をご覧になることで改善でき、きれいな画面でテレビをお楽しみいただけます。

問 NHK受信相談係  
☎ 0570-00-3434

電波利用保護旬間 守ろう！電波のルール

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」として、テレビやラジオ放送、携帯電話など身近なものから、警察・消防・救急など市民の生活に欠かせない電波の利用を保護する活動を行っています。安全で豊かな社会のために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

問 関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害  
☎ 03-5562-7555

●テレビ・ラジオの受信障害  
☎ 03-5220-5690

●地上デジタル放送の相談  
☎ 03-5220-5693

平成18年度主な税法改正点(平成17年分)

住民税均等割について

夫(妻)に均等割が課税されている妻(夫)で、前年の合計所得金額が28万円(給与収入なら93万円)を超えた場合

〈平成17年度〉

均等割額2千円(内訳 市町村民税1千500円、県民税500円)

〈改正〉

〈平成18年度以降〉

均等割額4千円(内訳 市町村民税3千円、県民税1千円)

※均等割とは：地方行政の経費を、広く市民の方に負担していただくという考えに基づくもので、全国一律で定額です。

住民税定率減税額の縮小について

〈平成17年度まで〉

所得割額の15%相当額(最高4万円)

〈改正〉

〈平成18年度〉

所得割額の7.5%相当額(最高2万円)

※定率減税とは：納税する金

65歳以上の方について

額のうち、一定の割合について減税する制度です。

●老年者控除が廃止

●前年の合計所得金額が、125万円以下の方に対する非課税措置が廃止

※ただし、平成18・19年度は軽減措置あり

●公的年金等控除額が変更

例 公的年金などの収入額が140万円に対する所得の計算方法

〈平成17年度まで〉

収入140万円(マイナスイメージ) 公的年金等控除額140万円 所得0円

〈改正〉

〈平成18年度以降〉 収入140万円(マイナスイメージ) 公的年金等控除額120万円 所得20万円

※年金収入額により、控除額は変わります。

問 市伊奈庁舎税務課

☎ 58-2111  
(内線 1136、1137)